

副本

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔鳳泰ほか10名

被告 国

準備書面(2)

平成21年5月26日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

福光洋子	
益子浩志	
山田重夫	
和田幸浩	
山本博文	
長尾成敏	
田留章平	
川口耕一朗	
関口昌	
北郷恭	
小川伸	
武田善憲	

1 不開示理由 4 該当文書	5
(1) 朴議長一行名簿、日程、接伴要領（文書 964・乙第30号証、番号 1）	5
(2) 忠南号事件について（黒山群島付近における衝突事件）（文書 749・ 乙第38号証、番号4）	6
(3) 韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について（文書 75 0・乙第39号証、番号6）	7
(4) 日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）（文書 910・乙第40号証、 番号7）	8
(5) 日本政府の押収した朝鮮船舶及びその返還（文書 1137・乙第41号 証、番号8）	8
(6) アジア局主要懸案処理日報抜粋（文書 1399・乙第42号証、番号9）	11
(7) 対韓交渉方針決定（文書 1544・乙第43号証、番号10）	12
(8) 金中央情報部長訪日（文書 1822・乙第44号証、番号11）	12
2 不開示理由 3 該当文書	13
(1) 日韓会談第七回基本関係委員会議事要録・議事録（文書 979・乙第4 5号証、番号2）	13
(2) 日韓会談決裂善後対策（文書 1062・乙第46号証、番号3）	14
(3) 対韓関係当面の対処方針（案）（文書 1070・乙第47号証、番号 4）	15
(4) 日韓条約の解釈の食違い点に関する処理方針（案）（文書 1236・全 部不開示、番号5）	16
(5) 日韓条約の解釈の相違点に関する韓国側の説明について（文書 1237 ・全部不開示、番号6）	17
(6) 日韓会談説明用資料（文書 1340・乙第48号証、番号7）	18

(7) 日韓会談諸懸案の現状 (文書 1342・乙第49号証, 番号8)	19
(8) 日韓予備交渉第11~20回会合記録 (文書 651・乙第50号証, 番号11)	21
(9) 日韓予備交渉第21~25回会合記録 (文書 652・乙第51号証, 番号12)	22
(10) 倭島局長・ヤング課長会談要旨 (文書 690・乙第52号証, 番号13)	23
(11) 日韓交渉報告 (基本関係部会) (文書 692・乙第53号証, 番号14)	25
(12) 日韓政治折衝第2回会談記録 (文書 720・乙第54号証, 番号15)	25
(13) 日韓国交正常化交渉の記録 (竹島問題) (文書 910・乙第40号証, 番号16)	27
(14) 日韓国交正常化交渉の記録 (総説・目次・平和条約発行前の日韓関係と日韓会談予備会談) (文書 1124・乙第55号証, 番号17)	29
(15) 日韓国交正常化交渉の記録 (第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル) (文書 1127・乙第56号証, 番号18)	30

被告は、準備書面(1)に引き続き外務大臣による不開示決定処分の適法性について主張する。

また、不開示部分の表記については、「行政文書の開示請求に係る決定について」(甲第2号証～甲第97号証)別紙「開示請求対象行政文書一覧表」の「不開示とした部分」記載の頁数(「1頁目」等)と原告らに開示された文書(乙第21号証ないし乙第57号証)の各書面下部に打刻された頁数(「-1-」等)が一致していない部分があることから、開示請求がなされた行政文書(いわゆる原本)における不開示部分の表記を「頁」とし、原告らに開示された文書における上記不開示部分に該当する箇所を括弧内に同文書の書面下に打刻された頁数(「-1-」等)を記載して表記する方法に改めた。

なお、略語は、従前の例による。

1 不開示理由4該当文書

(1) 朴議長一行名簿、日程、接伴要領(文書964・乙第30号証、番号1)

ア 不開示情報の内容

文書964(乙第30号証)は、外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した文書であり、昭和36年11月11日及び同月12日に訪日した韓国朴正熙議長一行の名簿及び上記一行が訪日するにあたっての日程計画及び接伴要領等事前準備に関する内容が記載された文書である。

文書964のうち、不開示理由4に基づく不開示部分は99頁ないし102頁(-98-)に「次頁以下4頁不開示」と記載された部分)であり、日本を訪問中の上記一行に対する警備の計画等に関する情報が記載されている。

イ 不開示理由

文書964の不開示部分に記載されている情報は、訪日中の韓国朴正熙議長一行に対する具体的警備対策に関する政府内部での具体的検討内容で

あり、警備対策といった内容は、それが文書作成当時の情報であっても、公にされれば、警備に関する情報の入手方法、警備の具体的方法及び内容等について手の内を明かすことになりかねないのであるから、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、具体的には、現在及び将来の外国要人の生命、身体等への不法な侵害など犯罪の実行を容易にするおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条4号、6号）に該当する。

(2) 忠南号事件について（黒山群島付近における衝突事件）（文書749・乙第38号証、番号5）

この文書は、不開示理由2（番号31番）にも該当するが、その点もここで併せて主張する。

ア 不開示情報の内容

文書749（乙第38号証）は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が昭和40年4月13日付けで作成した文書であり、黒山群島付近において韓国船籍の忠南号に日本船籍底引網漁船が衝突したとされる事故に関する報告書である。

文書749のうち、不開示理由4に基づく不開示部分は1頁（-1-）の上から3行分と4頁（-3-に「次頁不開示」と記載された部分）であり、日本側が上記事故について情報を把握した経過及びその対応について具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書749の不開示部分に記載されている情報は、黒山群島付近において韓国船籍の忠南号に日本船籍底引網漁船が衝突した事故について、事故情報を把握した経緯等が記載されたものであるが、上記のような情報は、それが文書作成当時の情報であっても、情報収集のあり方や分析・評価の

手法等を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に係る現在及び将来の情報の収集・分析・評価等に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条4号、6号）に該当する。また、1ページの部分は、事故情報の把握の具体的方法が記載されており、韓国との信頼関係を損なうおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある不開示情報（法5条3号）にも該当する。

(3) 韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について（文書750・乙第39号証、番号6）

ア 不開示情報の内容

文書750（乙第39号証）は、昭和40年5月から同年7月までの間において水産庁及び外務省が作成した文書であり、昭和40年5月当時の日韓漁業協定発効前後における韓国周辺水域の海上保安庁の警備体制について、海上保安庁警備第二課との事前調整内容及び検討状況等が具体的かつ詳細に記載された内部文書である。

文書750のうち、不開示理由4に基づく不開示部分は18頁ないし22頁（-17-に「次頁以下5頁不開示」と記載された部分）である。

イ 不開示理由

文書750の不開示部分に記載されている情報は、日韓漁業協定発効前後における日本及び韓国周辺水域における漁船に対する海上保安庁の警備体制についての具体的かつ詳細な内容であり、警備体制に関する情報は、それが文書作成当時の情報であっても、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条4号、6号）に該当する。

(4) 日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）（文書910・乙第40号証、番号7）

ア 不開示情報の内容

文書910（乙第40号証）は、外務省が作成した竹島問題に関する日本と韓国との間における交渉経緯等が記載された内部文書である。

文書910のうち、不開示理由4に基づく不開示部分は11頁及び12頁（-10-に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分）の「竹島問題対策要綱」である。

イ 不開示理由

文書910の不開示部分に記載されている情報は、日本政府部内において、韓国人の竹島上陸への対応等竹島問題への対策について、詳細な検討を行った結果であり、それが文書作成当時の情報であっても、対策についての検討状況等を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条4号、6号）に該当する。

(5) 日本政府の押収した朝鮮船舶及びその返還（文書1137・乙第41号証、番号8）

ア 不開示情報の内容

文書1137（乙第41号証）は、昭和22年10月8日付けで公布された「日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律（昭和22年法律第116号。なお、昭和29年5月12日法律第93号により廃止）」を施行するあたって賠償庁（当時）、海上保安庁及び税関等関係各省庁が作成した文書である。

文書1137のうち、不開示理由4に基づく不開示部分は、①監視艇とされた特定船舶の名称等（23頁ないし34頁【-23-ないし-34

】《ただし、28頁【-28-】左側の黒塗り部分は法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外である。甲第53号証の不開示理由一覧の理由番号2参照。》，36頁ないし38頁【36-ないし-38-】，40頁及び43頁【-40-及び-43-】の各不開示部分），②海上保安庁作成にかかる抑留中の朝鮮又は船籍不明の船舶一覧表（52頁ないし61頁【-51-に「次頁以下10頁不開示」と記載された部分），③抑留中の韓国籍船舶の名称（63頁【-52-に「次頁不開示」と記載された部分），④海上保安庁から賠償庁にあてた抑留した韓国籍船舶に関する情報（65頁ないし67頁【-54-ないし-56-】の各不開示部分），⑤不法入国に使用したかどで日本官憲が押収した船舶の調査表（81頁ないし115頁【-69-に「次頁以下35頁不開示」と記載された部分），⑥韓国拿捕船の具体的名称（119頁及び121頁【-73-及び-75-】の各不開示部分），⑦海上保安庁作成の抑留船舶の調査報告（129頁ないし130頁【-82-に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分】及び131頁【-83-】の不開示部分），⑧不法入国に使用したかどで日本官憲が押収した船舶の具体的名称等（140頁ないし145頁，147頁ないし151頁【-92-ないし-97-，-99-ないし-103-】の各不開示部分《ただし、140頁【-92-】左側の黒塗り部分，141頁【-93-】左側の黒塗り部分，142頁【-94-】左から1つ目及び2つ目の黒塗り部分，144頁【-96-】右から2つ目の黒塗り部分，145頁【-97-】右側の黒塗り部分，147頁【-99-】右側の黒塗り部分，148頁【-100-】右側の黒塗り部分，149頁【-101-】右側の黒塗り部分及び150頁【-102-】右側の黒塗り部分はいずれも法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外である。甲第53号証の不開示理由一覧の理由番号2参照。》，⑨韓国抑留船の具体的名称等（155頁及び156頁【-106-に「次頁以下2頁不開示」

と記載された部分及び157頁【-107-】の不開示部分), ⑩保管費用調査の対象となった韓国抑留船の具体的名称及び保管場所等(160頁ないし166頁【-109-「次頁以下7頁不開示」と記載された部分及び167頁【-110-】の不開示部分), ⑪韓国抑留船の具体的名称(170頁【-113-】の不開示部分), ⑫韓国返還船ないし抑留船の具体的名称(180頁ないし189頁【-123-ないし-132-】), 191頁【-134-】, 192頁【-135-】の各不開示部分《ただし, 183頁【-126-】左側の黒塗り部分, 184頁【-127-】下の黒塗り部分, 185頁【-128-】左側から1つ目の黒塗り部分の大部分及び2つ目の各黒塗り部分, 186頁【-129-】下の黒塗り部分の大部分, 189頁【-132-】左側から1つ目, 2つめの黒塗り部分及び3つ目の各黒塗り部分の大部分, 191頁【-134-】一番左側の一部及び一番右側を除いた各黒塗り部分, 192頁【-135-】下の黒塗り部分の大部分及び上の黒塗り部分はいずれも法5条1号による不開示部分であり, 本件訴訟の対象外である。甲第53号証の不開示理由一覧の理由番号2参照。》, 244頁及び246頁【-187-及び-189-】の各不開示部分, 251頁ないし254頁【-194-ないし-197】の各不開示部分《ただし, 252頁【-195-】の右から3行目の黒塗り部分は, 法5条1号による不開示部分であり, 本件訴訟の対象外である。甲第53号証の不開示理由一覧の理由番号2参照。》)である。

なお, 190頁【-133-】はすべて法5条1号による不開示部分である(甲第53号証の理由5中, 190頁との記載は誤記であるので訂正する。)。

イ 不開示理由

文書1137の不開示部分に記載されている情報は、「日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律」に基づいて実施された措置における監

視艇とされた特定船舶の名称及び具体的な情報等及び拿捕、抑留等された朝鮮あるいは韓国籍等の特定船舶についての名称及び具体的な情報等であるから、このような警備と密接に関連した情報は、それが文書作成当時のものであっても、警備のあり方や警備に関する情報の収集、分析、評価の各手法等について手の内を明かすことになりかねず、これらの情報を公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条4号、6号）に該当する。

(6) アジア局主要懸案処理日報抜粋（文書1399・乙第42証、番号9）

ア 不開示情報の内容

文書1399（乙第42号証）は、外務省が作成した文書であり、アジア局（当時）の主要懸案処理日報のうち、主に北東アジア課関連の内容を抜粋した内部文書である。

文書1399のうち、不開示理由4に基づく不開示部分は179頁最下部及び180頁ないし186頁（-179-及び-179-に「次頁以下7頁不開示」と記載された部分）であり、昭和34年12月分の北東アジア課関連のアジア局主要案件処理日報の一部である。

イ 不開示理由

文書1399の不開示部分に記載されている情報は犯罪容疑事件に関するものであるところ、このように犯罪と密接に関連した情報は、それが文書作成当時のものであっても、これらの情報を公にすれば捜査について情報収集の方法、収集した情報の内容のみならず捜査手法自体について手の内を明かすことにもなりかねず、公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、事務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条4号、6号）に該当する。

(7) 対韓交渉方針決定（文書1544・乙第43号証、番号10）

ア 不開示情報の内容

文書1544（乙第43号証）は、漁業及び「平和ライン」委員会における韓国との交渉方針が極めて詳細に記載された内部文書であり、日韓暫定漁業協定締結に向けての日本と韓国間における討議における日本側の方針等が具体的かつ詳細に記載されている。

文書1544うち、不開示理由4に基づく不開示部分は10頁ないし15頁（－9－に「次頁以下6頁不開示」と記載された部分）であり、拿捕事件対策に関する文書である。

イ 不開示理由

文書1544の不開示部分に記載されている情報は、海上保安庁等が作成した昭和27年当時の拿捕事件対策について日本の領海水域における警備対策に関する政府内部での具体的な検討内容であり、警備対策に関する情報は、それが文書作成当時の情報であっても、公にすれば警備対策の方法や内容等について手の内を明かすことになりかねず、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条4号、6号）に該当する。

(8) 金中央情報部長訪日（文書1822・乙第44号証、番号11）

ア 不開示情報の内容

文書1822（乙第44号証）は、外務省が作成した文書であり、昭和37年10月20日及び同月21日に訪日した韓国金鐘泌中央情報部長（当時）一行が訪日するにあたっての日程計画及び接伴要領等が記載された

文書である。

文書1822の不開示理由4に基づく不開示部分（5頁ないし7頁【-5-ないし-7-】、9頁ないし11頁【9-ないし-11-】、14頁ないし17頁【-14-ないし-17-】の各不開示部分）は、いずれも韓国金鐘泌中央情報部長一行の滞日日程の行動予定を詳細に記載した部分であり、日本を訪問中の上記一行に対する警備に関する情報が記載されている。

イ 不開示理由

文書1822の不開示部分に記載されている情報は、訪日中の韓国金鐘泌中央情報部長一行の日程中、主要な動向等が特定できる内容も含まれているが、このような警備対策と密接に関連した情報は、それが文書作成当時の情報であっても、公にすることにより警備対策における情報の収集方法等のみならず警備対策の内容自体について手の内を明かすことになりかねず、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、具体的には、現在及び将来の外国要人の生命、身体等への不法な侵害など犯罪の実行を容易にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条4号、6号）に該当する。

2 不開示理由3該当文書

(1) 日韓会談第七回基本関係委員会議事要録・議事録（文書979・乙第45号証、番号2）

ア 不開示情報の内容

文書979（乙第45号証）は、日韓会談第7回基本関係委員会議事要録及び議事録であり、同議事録には各出席者の発言内容を具体的に録取して記載されている。

文書979のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は12頁（-12-）の最初の1行分であり、韓国側の特定の出席者の発言内容について日本側が評価したコメントが具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書979の不開示部分に記載された情報は、日韓条約締結について協議していた基本関係委員会における韓国側の特定の出席者の発言内容を日本側が評価したコメント部分であり、同評価はあくまで外務省内部における評価にすぎないものである。

このような内部における評価は、公開されることが予定されていないものであり、このような内部的な意見まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある。

のみならず、このような情報が公にされると、韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあり、韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(2) 日韓会談決裂善後対策（文書1062・乙第46号証、番号3）

ア 不開示情報の内容

文書1062（乙第46号証）は、昭和28年10月26日付で久保田外務省参与（当時）が作成した内部文書であり、日韓会談が決裂したことを憂慮し、韓国側に対し先鋭的な対応を推し進める独自の見解を表明した内容が記載されている。

文書1062のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は9頁（-9-）の最初から約7行分であり、日本と韓国との間において懸案となっていたいわゆる李承晩ライン問題に関する対応について具体的な見解が記載

されている。

イ 不開示理由

文書1062の不開示部分に記載された情報は、日韓関係において重要な懸案事項の一つであつたいわゆる李承晩ライン問題に関する対応について述べた極端な内容を含む見解であり、あくまで、政府内部において示された個人的な見解であり、公開されることが予定されていないものであり、このような内部的な個人的な見解まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見表明ができなくなるおそれがある。

のみならず、このような情報が公にされると、韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあり、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(3) 対韓関係当面の対処方針（案）（文書1070・乙第47号証、番号4）

ア 不開示情報の内容

文書1070（乙第47号証）は、昭和29年12月20日付け「対韓関係当面の対処方針（案）」と題する外務省が作成した総数19ページの内部文書及び「日韓問題」と題する外務省が作成した総数6ページの内部文書によって構成され、日韓会談決裂後における対韓国関係についての対応等に関する政府内部の見解が記載されている。

文書1070のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は23頁（-23-）最初から3行目であり、「日韓問題」と題する文書中の竹島問題に関する記述がなされた部分で、竹島問題に関する日本政府の提議を韓国政府が拒否したことに対して検討されていた具体的対策が記載されている。

イ 不開示理由

文書1070の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本側の具体的な対策が記されている。同問題は我が国の国会審議においても恒常に議論されているほか、韓国側でも在韓国日本大使館に対し抗議行動が起きる等、日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題である。本問題の解決に向けては、政治的な重要性、歴史的経緯、国際法上の論点、両国民の感情、さらには国際社会の認識等も踏まえた上で、万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(4) 日韓条約の解釈の食違い点に関する処理方針（案）（文書1236・全部不開示、番号5）

従前、不開示理由3として整理していたが、法5条6号の理由もある（甲第22号証）ので、それも併せて主張する。

ア 不開示情報の内容

文書1236（全部不開示）は、昭和40年9月20日付けで外務省が作成した総数3ページの手書きの内部文書で、日韓諸条約における韓国政府の説明が日本政府の解釈と齟齬する諸点について外務省内部で具体的に検討した内容等が記載されたものである。

イ 不開示理由

文書1236に記載されている情報は、いずれも日本と韓国との間において重要な懸案事項となっていた諸問題についてであり、その中には、現在においても日韓間で交渉中の竹島問題や排他的經濟水域の境界画定問題にも関連するものが含まれており、外務省内部における検討内容や方針等

が詳細に記載されていることから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）、かつ、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条6号）に該当する。

(5) 日韓条約の解釈の相違点に関する韓国側の説明について（文書1237・全部不開示、番号6）

従前、不開示理由3として整理していたが、法5条6号の理由もある（甲第22号証）ので、それも併せて主張する。

ア 不開示情報の内容

文書1237（全部不開示）は、昭和40年10月4日付けで外務省が作成した総数28ページの手書きの内部文書で、日韓条約の解釈の相違点について韓国側の政府要人が日本側に具体的に説明した内容等が記載されたものである。

イ 不開示理由

文書1237に記載されている情報は、いずれも日本と韓国との間において重要な懸案事項となっていた諸問題についてであり、その中には、現在においても日韓間で交渉中の竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題にも関連するものが含まれており、韓国側の政府要人が上記各問題について詳細に説明した内容が具体的に記載されているのみならず、日本側が上記説明をどのように解釈し、評価したかについても具体的かつ詳細に記載されていることから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）、かつ、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条6号）に該当する。

(6) 日韓会談説明用資料（文書1340・乙第48号証、番号7）

ア 不開示情報の内容

文書1340（乙第48号証）は、外務省北東アジア課（当時）が作成した内部文書で、「池田総理（37.11.4～24訪欧）へ報告用」の「日韓会談」と題する総数6ページの文書、「大平大臣の池田総理説明用資料」の昭和37年11月26日付け「日韓会談の各案件に関する最近の経緯」と題する総数4ページの文書、及び「大平大臣渡米資料（37.11.30）」の「日韓会談」と題する総数8ページの文書によって構成されている。

文書1340のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 2頁ないし3頁（-2-ないし-3-）の約10行分

「池田総理（37.11.4～24訪欧）への報告用」の「日韓会談」と題する文書中にあり、竹島問題について韓国の金中央情報部長（当時）が提案した意見の内容が記載されている。

② 5頁ないし6頁（-5-及び-5-に「次頁不開示」と記載された部分）の約4行分

「池田総理（37.11.4～24訪欧）への報告用」の「日韓会談」と題する文書中にあり、上記①に記載されている韓国の金中央情報部長（当時）の提案に対する日本政府としての対応について検討した内容が記載されている。

③ 9頁ないし10頁（-8-ないし-9-）の約9行分及び約3行分

「大平大臣の池田総理説明用資料」の「日韓会談の各案件に関する最近の経緯」と題する文書中にあり、竹島問題について韓国の金中央情報部長（当時）が提案した意見の内容が記載され（約9行分）、上記韓国の金中央情報部長（当時）の提案に対する日本政府としての対応について

検討した内容が記載され（約3行分）ている。

- ④ 16頁（-15-）の約2行分及び17頁（-16-）の約4行分
「大平大臣渡米資料（37.11.30）」の「日韓会談」と題する文
書中にあり、いずれも竹島問題について日本政府としての対応について
検討した内容が記載されいる。

イ 不開示理由

文書1340の不開示部分に記載された情報は、いずれも、現在の日韓
関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題について韓国の金中央
情報部長（当時）が提案した具体的な意見及びこれに対する日本政府の対
応についての具体的な内容であるが、前記16ページのとおり、竹島問題
は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であつ
て、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不
利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉
上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相
当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

（7）日韓会談諸懸案の現状（文書1342・乙第49号証、番号8）

ア 不開示情報の内容

文書1342（乙第49号証）は、昭和38年3月8日付けで外務省が
作成した「日韓会談主要案件の現状」と題する総数9ページの内部文書、
昭和38年5月31日付けで外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成
した「日韓会談諸懸案の現状」と題する総数10ページの文書、昭和38
年6月27日付けで外務省が作成した「日韓会談について」と題する総数
4ページの文書、昭和38年7月3日付けで外務省アジア局長（当時）が
作成した「日韓会談に関する西村前駐仏大使の見解」と題する総数7ペー
ジの内部文書、昭和38年7月9日付けで外務省アジア局（当時）が作成

した「日韓会談各懸案の討議進捗状況」と題する総数12ページの内部文書、昭和38年8月1日付けで外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓会談の諸懸案につき北朝鮮問題が関連してくる諸点の協定上の取扱いについて」と題する総数10ページの内部文書、昭和38年8月5日付で外務省が作成した「日韓会談の現状」と題する総数10ページの内部文書、昭和38年9月20日付で外務省が作成した「6. 日韓問題」と題する総数13ページの内部文書によって構成されている。

文書1342のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 9頁（-9-）の下から約8行分

「日韓会談主要案件の現状」と題する文書中にあり、竹島問題について韓国側が提案した意見の内容とこれに対する日本側の提案内容が記載されている。

② 18頁（-18-）の約7行分

「日韓会談諸懸案の現状」と題する文書中にあり、竹島問題について韓国側が提案した意見の内容とこれに対する日本側の提案内容が記載されている。

③ 24頁（-24-）枠外記載部分及び下から3行分及び25頁ないし
29頁（-24-に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分）

「日韓会談に関する西村前駐仏大使の見解」と題する文書中にあり、西村前駐仏大使が非公式の会合において、竹島問題や李承晩ライン問題等日韓関係における重要な懸案事項について述べた見解の具体的な内容が詳細に記載されている。

④ 41頁（-36-）の上から2行目以下

「日韓会談各懸案の討議進捗状況」と題する文書中にあり、竹島問題について日本側の提案に対する韓国側の対応について具体的に記載され

ている。

イ 不開示理由

文書 1342 の不開示部分に記載された情報のうち、①②④は、いずれも現在においても日韓関係における最大の懸案事項の一つとなっている竹島問題について韓国側が提案した内容と日本側が提案した内容について具体的かつ詳細に記載されたものであり、③は、上記竹島問題を含む日韓関係における重要な懸案事項について西村前駐仏大使が非公式に述べた私見である。前記 16 ページのとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

さらに、西村前駐仏大使が非公式に述べた見解は、あくまで個人的な独自の私見であるから、日本政府の公式見解と誤解されることがないように不開示とすることに合理的な理由があるといえる。

以上にかんがみれば、文書 1342 の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第 5 条 3 号）に該当する。

(8) 日韓予備交渉第 11 ~ 20 回会合記録（文書 651・乙第 50 号証、番号 11）

ア 不開示情報の内容

文書 651（乙第 50 号証）は、外務省北東アジア課が作成した「日韓予備交渉第 11 回会合記録」ないし「日韓予備交渉第 20 回会合記録」であり、外務省で開催された第 11 回から第 20 回までの日韓予備交渉の具体的状況が詳細に記載されている。

文書 651 のうち、不開示理由 3 に基づく不開示部分は 86 頁（- 86

一) の約3行分であり、「日韓予備交渉第20回会合記録」に添付された大野副総裁同行の伊闌大使が持参と手書きされた文書中にあり、竹島問題に関する我が国の対策が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書651の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本側の具体的な対策が記されている。前記16ページのとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(9) 日韓予備交渉第21~25回会合記録（文書652・乙第51号証、番号12）

ア 不開示情報の内容

文書652（乙第52号証）は、外務省北東アジア課が作成した「日韓予備交渉第21回会合記録」ないし「日韓予備交渉第25回会合記録」であり、外務省で開催された第21回から第25回までの日韓予備交渉の具体的状況が詳細に記載されている。

文書652のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 7頁（-7-）の約6行分

「日韓予備交渉第21回会合記録」と題する文書中にあり、竹島問題に関する我が国の対応についての見解が具体的に記載されている。

② 23頁（-23-）の約3行分

「日韓予備交渉第21回会合記録」の別添「12月26日の日韓予備交渉第21回会合における日本側の発言要旨」と題する文書中にあり、竹島問題に関する我が国の提案内容が具体的に記載されている。

③ 28頁（-28-）の下から約3行分、29頁（-29-）の上から2～3行目の約1行分及び約8行分

「日韓予備交渉第22回会合記録」と題する文書中にあり、竹島問題に関する我が国の対応についての見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書652の不開示部分に記載された情報は、いずれも、竹島問題に関する日本側の具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子が記されている。前記16ページのとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(10) 倭島局長・ヤング課長会談要旨（文書690・乙第52号証、番号13）

ア 不開示情報の内容

文書690（乙第52号証）は、昭和28年2月21日付で外務省アジア局第二課（当時）が作成した「倭島局長・ヤング課長会談要旨」と題する総数16ページの内部文書、昭和28年9月9日付で外務省アジア局第二課（当時）が作成した「李ラインに関する岡崎大臣アリソン大使会

「談要旨」と題する総数7ページの内部文書、昭和28年9月29日付で外務省が作成した「日韓会談1件」と題する総数3ページの内部文書、昭和28年10月5日付で外務省アジア局第二課（当時）が作成した「李ライイン強行に関する対米折衝」と題する総数54ページの内部文書、昭和28年11月27日付で外務省アジア局第二課（当時）が作成した「●●来訪の件」と題する総数15ページの内部文書、昭和28年11月27日付で外務省アジア局第二課（当時）が作成した「漁業具体案提示の件」と題する総数4ページの内部文書、昭和28年12月14日付で外務省アジア局第二課（当時）が作成した「●●等と会談の件」と題する総数10ページの内部文書及び多数の電信文書等によって構成されている。

文書690のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は116頁（-116-）の約3行分であり、昭和28年8月10日付で新木駐米大使（当時）が岡崎外務大臣（当時）あてに発信した「防衛水域撤廃に関する件」と題する電信文書中にあり、竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書690の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針である。前記16ページのとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、昭和28年当時の米国政府の竹島問題に対する対応であっても、これを公にすることにより、米国等との信頼関係を損なわれるおそれがあり、また、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(11) 日韓交渉報告（基本関係部会）（文書692・乙第53号証、番号14）

ア 不開示情報の内容

文書692（乙第5号証）は、昭和28年5月15日付けで外務省が作成した「日韓交渉報告（一〇）基本関係部会第一回会議状況」と題する総数10ページの内部文書、同月25日付けで外務省が作成した「日韓交渉報告（一五）基本関係部会第二回会議状況」と題する総数4ページの内部文書、及び同日付けで外務省アジア局第二課（当時）が作成した「日韓交渉会議議事要録（十五）第二回基本関係部会」と題する総数7ページの内部文書によって構成されている。

文書692のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は19頁（-19-）の後ろから約3行分ないし20頁（-20-）の最初の約1行分であり、「日韓交渉会議議事要録（十五）第二回基本関係部会」と題する文書中にあり、上記会議において、韓国の洪法務局長（当時）が、日本と旧大韓帝国との間において締結された条約等の無効を確認することを主張した際に、中国と北朝鮮との国境に位置する間島に関する情報に基づいて言及した見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書692の不開示部分に記載された情報は、中国と北朝鮮との国境に位置する間島に関する情報に基づいて韓国の洪法務局長（当時）が言及した見解であり、極めて率直な内容が含まれているため、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(12) 日韓政治折衝第2回会談記録（文書720・乙第54号証、番号15）

ア 不開示情報の内容

文書720（乙第54号証）は、昭和37年3月14日付けで外務省北

東アジア課が作成した「日韓政治折衝第2回会談記録」と題する文書であり、総数25ページの手書き文書と総数15ページの活字体文書（上記手書き文書を活字体で作成したもの）で構成されている。

文書720のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は手書き文書中の16頁ないし25頁（-16-に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分）と活字文書中の35頁ないし40頁（-26-に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分。なお、後者については、従前、不開示理由1（番号98）として整理していたが、不開示理由3とすべきであったので、ここに記載する。）であり、不開示部分に記載されている情報は同一内容であり、上記会談に出席した日本及び韓国の各代表者が非公式の意見を交わした具体的な発言内容が詳細に記載されており、その発言内容は竹島問題等日本と韓国との間における重要な懸案事項について言及したものである。

イ 不開示理由

文書720の不開示部分に記載された情報は、竹島問題等日本と韓国との間における重要な懸案事項について、日本と韓国の各代表者が非公式発言にするとの約束の下で交わした具体的な発言内容であり、日韓間で立場の異なる問題等に関し、忌憚のない本音ともいべき見解を内容とするものである。

上記重要な懸案事項中、前記16ページのとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にする

おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(13) 日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）（文書910・乙第40号証、番号16）

ア 不開示情報の内容

文書910（乙第40号証）は、外務省が作成した竹島問題に関する日本と韓国との間における交渉経緯等が記載された内部文書である。

文書910のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 186頁（-184-）上から3行目から約8行分について

上記不開示部分には、昭和28年（1953年）8月、外務省アジア局第2課（当時）が竹島問題の処理方針について検討した具体的な内容として国際司法裁判所に提訴する案以外の処理方針の具体的な内容が記載されている。

② 197頁（-195-）下から5行目ないし198頁（-195-）に「次頁不開示」と記載された部分）及び199頁（-196-）上から5行目までについて

上記不開示部分には、外務省アジア局第2課（当時）が、竹島問題の解決策として日本政府が提案した国際司法裁判所提訴案を韓国政府が反対する理由を分析した具体的な内容が詳細に記載されている。

③ 202頁（-199-）上から2行目ないし203頁（-200-）下から1行目まで、204頁（-201-）上から4行目分、205頁及び206頁（-201-）に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分）、207頁（-202-）上から3行目分について

上記不開示部分には、日本と韓国との間で協議されていた竹島問題に対する米国の対応及び見解及びこれに対する日本側の分析が詳細に記載

されている。

④ 214頁（-209-）下から3行分について

上記不開示部分には、昭和37年（1962年）12月に日本政府が、竹島問題について日韓両国の主張の折衷案として韓国側に提案した提案の具体的な内容が記載されている。

⑤ 219頁（-214-）上から12行分について

上記不開示部分には、昭和38年（1963年）6月5日から同月8間で開催された箱根漁業会談において牛場審議官（当時）が後宮外務省アジア局長（当時）に対し「竹島問題のタブーの一つは竹島の字句を条約面に出すこと、一つは国際司法裁判所である」と述べたことについて、後宮外務省アジア局長が「日韓交渉に関する若干の回想」に記した竹島問題についての私見が記載されている。

⑥ 220頁（-215-）上から1行目ないし221頁（-215-）に「次頁不開示」と記載された部分について

上記不開示部分には、昭和38年（1963年）6月15日に、ブランドンズ在韓米国大使（当時）と面会した韓国朴正熙大統領（当時）が竹島問題について述べた見解の具体的な内容及び外務省内部における竹島問題についての率直な意見、内部的な対応状況が具体的に記載されている。

⑦ 243頁（-237-）上から4行分ないし244頁（-237-）に「次頁不開示」と記載された部分について

上記不開示部分には、外務省藤崎条約局長（当時）が「日韓条約で決着がつけられていない2つの問題点について」に記した竹島問題についての私見が記載されている。

イ 不開示理由

文書910の不開示部分に記載された情報は、いずれも現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題に関するものであり、日韓

間で立場の異なる竹島問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されている。前記16ページのとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(14) 日韓国交正常化交渉の記録（総説・目次・平和条約発行前の日韓関係と日韓会談予備会談）（文書1124・乙第55号証、番号17）

ア 不開示情報の内容

文書1124（乙第55号証）は、外務省が作成した文書であり、日韓国交正常化交渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況及び日韓関係における諸懸案事項の現状とその対策について記載された内部文書である。

文書1124のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は136頁（-136-）下から約2行分ないし137頁（-137-）上から約3行分であり、竹島問題に関する我が国対策が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1124の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本政府がとった具体的な対策についてであり、前記16ページのとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の

立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(15) 日韓国交正常化交渉の記録（第7次会談の開始と基本関係条約案イニシャル）（文書1127・乙第56号証、番号18）

ア 不開示情報の内容

文書1127（乙第56号証）は、外務省が作成した文書であり、文書1126に続く文書で、日韓国交正常化交渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況及び日韓関係における諸懸案事項の現状とその対策について記載された内部文書である。

文書1127のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は35頁（-35-）及び36頁（-36-）の部分であり、昭和39年12月21日付で外務省北東アジア課が作成した「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場（私案）」と題する内部文書中にあり、竹島問題に関する韓国側の具体的な対応に対する日本側の評価及び対策が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1127の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する韓国側の具体的な対応に対する日本側の評価及び対策であり、日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子や政府部内での検討の結果が推認される内容であるところ、前記16ページのとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にする

おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示
情報（法第5条3号）に該当する。